

# 後見制度支援預金 Q & A

Q 「後見制度支援預金」とはどのようなものですか。

A 成年後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人ご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき、別口座で管理します。

Q 「後見制度支援預金」の作成手順を教えてください。

A 後見人が管理するのに必要十分な預金があり、「後見制度支援預金」を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出いただき、家庭裁判所が発行した「指示書」を当行窓口に持参して「後見制度支援預金」を作成し、その写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任される場合があります。この場合、「後見制度支援預金」を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q 後見人が自由に「後見制度支援預金」を出金することはできますか。

A 本預金は、お預入れいただく場合もご出金される場合も全て家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。後見人がご自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出いただき、出金等の「指示書」を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見制度支援預金」に追加でお預入れされる場合も、家庭裁判所に申し出いただき、追加預入の「指示書」を発行していただいてください。

Q 誤って「指示書」なく後見制度支援預金に預入れされた場合、入金の訂正はできますか。

A 「指示書」なく誤って入金した場合でも、出金または訂正をする際は家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足すると予想されるのですが。

A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見制度支援預金」から後見人管理の預金口座へ送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば、申し出に基づき定期送金額変更の「指示書」が発行されますので、送金額の変更を行ってください。

Q 「後見制度支援預金」はいくらから預入れできますか。

A 金額は自由です。例えば、ご本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見制度支援預金」に預入れすることで後見人の管理負担を軽減できます。

Q 「後見制度支援信託」とはどこが違いますか。

A 主な違いは3つです。

- 1.後見制度支援信託では、最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて金融機関にて信託契約を結びますが、「後見制度支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
- 2.後見制度支援信託では最低預入単位が定められている金融機関もありますが、後見制度支援預金は最低預入の制限がありません。従いまして、どなたでも利用しやすくなっています。
- 3.「後見制度支援預金」には特別な手数料等や後見制度支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 「後見制度支援預金」の金利はどのようにになりますか。

A 「後見制度支援預金」は普通預金です。金利は店頭表示金利を付利いたします。

Q 「後見制度支援預金」を利用して家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見制度支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従いまして、後見等事務報告書の提出時、「後見制度支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状況や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

Q 「後見制度支援預金」へ預入後、本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりし、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか。

A 通常使用しない金銭については、家庭裁判所に「後見制度支援預金」へ追加入金することの報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を後見制度支援預金開設店舗に提出のうえ入金手続きを行ってください。

なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、家庭裁判所が財産保全のために必要な措置を講ずる場合があります。

Q 預金保険の対象となりますか。

A 「後見制度支援預金」も預金保険の対象となります。被後見人さまが当行にお預入れされている他の預金と合算して1,000万円とそのお利息が保護されます。



# ひめぎん 後見制度支援預金

詳しくはお近くの愛媛銀行またはフリーダイヤルへ

**愛媛銀行** ☎ 0120-22-0576

月～金(祝日除く)9:00～17:00  
<https://www.himegin.co.jp/>

(2019年7月1日現在)

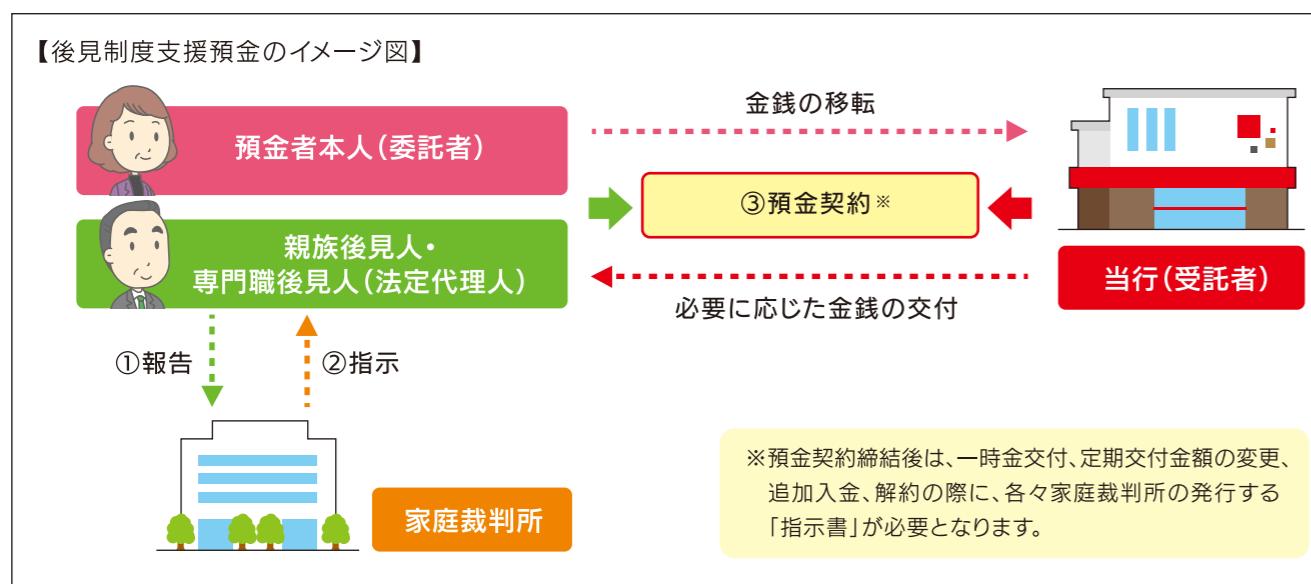
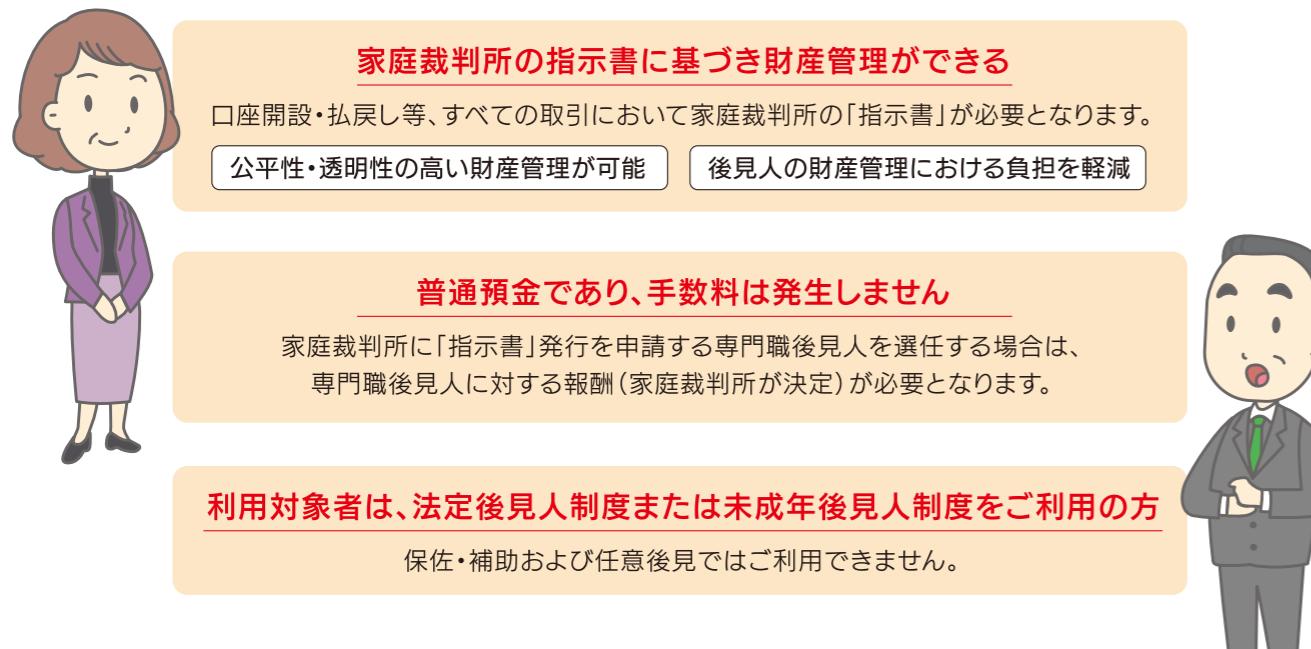
**愛媛銀行**

## 1. 判断能力が不十分な方の資産管理でお悩みの方へ

物事を判断する能力が不十分な方は、自分に不利益となる契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあったり、財産管理を巡った親族間のトラブルが発生したりと、ご自身で財産を管理することが困難となる場合があります。そういったことに備え、ご本人の権利を守る支援者として「後見人」等を選出し、法律的に支援する制度を「後見制度」といいます。

この「後見制度」による支援を受ける方は、以下の「後見制度支援預金」にて家庭裁判所の指示書に基づき、ご本人の預金を安全・確実に保護することができます。

## 2. 後見制度支援預金とは



## 3. 後見制度支援預金を利用する場合の手続きの流れ

一般的な手続きは以下の通りとなります。

